

第24期佐世保市農業委員会第23回総会議事録

1 開催日時 令和4年4月27日(水) 13時30分から16時00分

2 開催場所 市役所本庁舎4階 全員協議会室

3 出席農業委員(18名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 3番	阿波 茂敏	委員 12番	伊賀崎 典正
委員 4番	中里 政義	委員 13番	水口 一男
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 14番	田中 広昭
委員 6番	浦 清一	委員 15番	西尾 政喜
委員 7番	川口 勇二	委員 16番	赤木 行秀
委員 8番	小川 憲市	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 9番	牟田 昇	委員 18番	内野 正実
委員 10番	辻 茂樹	委員 19番	大宅 和子

4 欠席農業委員

なし

5 出席推進委員(18名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	北村 憲治	中里地区	永田 富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	富川 利光
三川内地区	迎 篤之	吉井地区	末永 広幸
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	尾崎 修平
日宇地区	磯本 安男	宇久地区	畠中 辰秀
佐世保地区	松永 豊吉	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	宮崎 敦	江迎地区	小川 憲人
大野地区	村田 司	鹿町地区	松田 庄二

6 欠席推進委員

なし

7 農業委員会事務局職員

事務局局長	松瀬 哲
事務局次長	小長 賢二
事務局係長	博多屋 孝昭

事務局主査 岩佐 隆志
事務局主任主事 田中 豊
事務局主任主事 牟田 雄介

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第222号議案 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について
第223号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第224号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について
第225号議案 非農地証明願について
第226号議案 非農地通知について
第227号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第228号議案 農地利用集積計画（案）について
第229号議案 農地利用配分計画（案）について
第230号議案 農地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について
第231号議案 佐世保市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任に対する同意について
第232号議案 令和3年度 佐世保市農業委員会事業報告（案）について
第233号議案 令和4年度 佐世保市農業委員会事業計画（案）について
第234号議案 農業委員会の「活動の点検・評価」（案）について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告4 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願の受理について
報告5 農地転用許可不要案件の受理について
報告6 裁判所及び法務局への農地現況回答について
報告7 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告8 農用地利用集積・配分計画解約通知について
報告9 令和3年度農地転用・移動等の総括について

9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第23回総会を開会いたします。一、開会。
①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。桜も散りまして、ツツジも終わろうかと言ったところですが、

やっとなも潤って農作業も忙しい時期に入っまいました。今日は第23回の総会ということで、ご多忙の中にご出席いただきありがとうございます。本日は、松瀬局長も初めての総会と言うことですが、農業委員会職員の皆さんが一丸となっ、局長を支えていただきたいと思ひます。話は変わりますが、先般、4月1日に市政功労者として農業委員7名が表彰を受けております。これは、皆様方の支えがあつたからこそその受賞かと思ひております。改めてお礼を申し上げますと同時に、更なる佐世保市の農業の発展のために気を引き締めてまいりたいと思ひております。それでは、本日も慎重に審議をお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日の総会につきましては委員からの欠席届は提出されておひません。従ひまして、現に在任する委員18名全員の出席により、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、本総会が成立していることをご報告いたします。

 なお、推進委員からの欠席届も提出されておひせん事を併せてご報告いたします。以上です。

副会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、11番 近藤誠委員、12番 伊賀崎典正委員、補充として水口一男委員お願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思ひます。

 第222号議案 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第222号議案 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

 一部訂正のため、議案の差し替えがございますので、そちらをご覧ください。

 同一事業者の同一敷地内にて4条許可を必要とする箇所及び5条許可を必要とする箇所が存在するため、本議案で一括して説明をさせていただきます、ご審議いただきたいと思ひます。なお、本案件は、以前牛舎として利用されていた違反転用地を含んだ農業用施設が事業用資材置場として利用されているとして違反転用の是正について、平成24年度から問題となつていた箇所です。その後、平成29年から平成31年にかけて勧告や県との協議等が行われ、農業利用を行う是正計画に基づき、農業利用が行われるようになったことから今回追認の転用申請が行われたものです。それでは、議案の説明に入らせていただきます。

 1番、針尾地区。申請者、譲受人、譲渡人は記載の通りです。申請地所在は、針尾東町で4条許可申請を行う農地が7筆、5条許可申請のうち、売買を行う農地が1筆、贈

与を行う農地が4筆の計12筆です。地目は、登記田、畑、現況は農業用施設です。面積は12筆合計で4,318㎡。転用目的は農業用施設用地。5条許可の権利は、所有権移転売買及び所有権移転贈与です。施設は農機具倉庫2棟、トマトハウス2棟、育苗ハウス2棟、農業用倉庫1棟、稲わら倉庫1棟です。併用地ありで敷地全体面積は9,269㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振内農用地です。参考事項としまして、こちらは西海パールライン針尾 IC から南東に約330mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。既に農業用施設用地として利用を継続しており、周辺に被害を及ぼしたことはない。日照通風、既に農業用施設用地として利用を継続しており、周辺の営農条件に支障を生じさせたことはない。排水計画、雨水は水路放流、自然流下。汚水はくみ取り。生活雑排水は溜桝から水路。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番針尾地区。

1 番 1番有馬です。4月26日に原推進委員と事務局と現地を確認してまいりました。事務局から説明があったとおり、平成24年から諸問題があった案件です。農業用施設が事業用資材置場として利用されている違反転用として指導を行ってきた案件です。既に農業用施設用地として利用を継続しており、追認の転用申請によって周辺に被害を及ぼすことはないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

原 委 員 針尾地区の原です。農業用施設用地として利用を継続していかれるものとして見てまいりました。以上です。

議 長 ありがとうございます。この案件は、前22期の農業委員の方からの継続案件でした。ご出席の委員の方でも現地に立ち会われたことがあると思います。これまで県の指導によって今まで少しずつ是正されてきたものですが、今回終了したということで今回追認の申請があったようです。それでは、1番の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

1 5 番 15番西尾です。排水計画の中で、汚水はくみとり、生活雑排水は溜桝から水路放流と言うことになっていますが、これまでの長年の是正の経緯を考えれば合併浄化槽にするように指導していただきたいと思いました。

議 長 今、西尾委員が意見されたように、近年の情勢から見ても合併浄化槽にさせていただくようなお願いはしてもいいかと思います。事務局いかがでしょうか。

事務局 はい。お伝えいたします。

議長 他に何かありませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第222号議案は許可相当として県に進達いたします。
続きまして、第223号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第223号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明する前に本議案に関係するため、報告4 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願の受理について、を報告させていただきます。議案28ページをお開きください。日宇町において、先月の第22回総会案件について取下申立書が1件提出され、受理しております。取下の理由等につきましては、記載のとおりです。この案件について、第223号議案の1番として改めて申請が行われております。

1番、日宇地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、黒髪町の2筆。地目は、登記畑、現況畑。面積は2筆合計169.57㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は、使用貸借権設定です。施設は、住宅1棟、木造平家建、建築面積108.80㎡です。耕作者あり。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは特別養護老人ホームチューリップから北東に約140mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。整地のみ行う。日照通風、建物高を加減、5.2m程度。北側は佐世保市道であり、近隣農地の日照に影響ない。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は連たん区域です。

2番、吉井地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町大渡の5筆。地目は、登記田、畑、現況荒地。面積は5筆合計1,029㎡です。転用目的は駐車場。権利は、賃借権設定です。施設は、事業用駐車場36台です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地でMR吉井駅からおおむね300m以内に位置する第3種農地に該当します。参考事項としまして、こちらはMR吉井駅から北東に約285mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土、最高1.2m、最低1.0m。擁壁を設ける。防護柵を設ける。日照通風、緩衝地を設ける。幅1m程度。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は都市計画区域外です。

3番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町橋川内の5筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は5筆合計1,047㎡です。転用目的は駐車場。権利は、所有権移転売買です。施設は、事業用駐車場22台。こちらは大型ダンブも含まれます。併用地ありで敷地全体面積は1,070㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは佐世保西消防署祝橋出張所から西に約220mの位置にあります。

被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土、最高0.5m。切土、最高0.5m。

日照通風、建築は行わず駐車場として利用するため被害を及ぼす恐れはない。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は都市計画区域外です。

以上ですが、2番の案件について、関係する委員の方がおられます。

議長 ありがとうございます。2番の案件について、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退室～

議長 それでは地区担当委員の調査結果について、2番吉井地区。

13番 13番水口です。4月24日に末永推進委員と現地確認いたしました。この案件は、スーパーマーケットの駐車場が足りないということで申請が出ています。周辺は宅地化しており、ここだけが農地として残っていた状態ですので、周辺に与える影響はないと判断をいたしました。後は問題ないと思います。以上です。

議長 2番の案件について、何かございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。2番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、2番の案件につきまして許可相当として県に進達いたします。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 それでは、残りの案件につきまして、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番日宇地区。

6 番 6番浦です。4月24日に磯本推進委員と現地を確認してまいりました。案件は親子関係でございます。計画のとおり、現状のまま整地して利用するという事なので周辺への影響はないとして見てきました。以上です。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

磯本委員 日宇の磯本です。被害防除計画どおり施行してもらえば問題ありません。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、3番吉井地区。

1 3 番 13番水口です。4月24日に末永推進委員と現地確認いたしました。この案件は、申請者は建設業者です。事業用駐車場が足りないということで申請されています。現地は、住宅と道路に囲まれておりまして、現在は荒地状態です。駐車場として転用されても周辺に影響はないと判断をいたしました。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

末永委員 吉井地区の末永です。事業用駐車場として利用される分には問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。それでは1番、3番の案件について、何かご意見はありますか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。1番、3番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第223号議案は許可相当として県に進達いたします。
続きまして、第224号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第224号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）につ

いて、ご説明します。

1 番宇久地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、宇久町平。地目は、登記田、現況畑。面積は856㎡です。転用目的は仮設宿舍。権利は、賃借権設定、3年間です。施設は仮設宿舍4棟、プレハブ造一階建て、建築面積195.81㎡。食堂1棟プレハブ造一階建て、建築面積52.05㎡。仮設トイレ2棟、25.14㎡。仮設シャワー室25.73㎡。耕作者あり。農地区分は、農振内農用地です。参考事項としまして、こちらは宇久小学校から西に約760mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。建物下部は砂利敷きを行い、通路部分は鉄板敷きを行う。一部重量物を置く箇所はコンクリート敷設をする。日照通風、建物高を加減、3.0m以下。排水計画、雨水は、水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から水路。添付書類は記載のとおりです。佐世保市長の意見書添付予定としておりますが、添付してあります。農地復元計画書の内容としましては、プレハブ、砂利を撤去後、整地・耕起して農地に復元する。地盤改良材を使用する際には、改良を加えた表層土を取り除き、地権者の所有する山林原野等から耕作土を搬入して整地・耕起して農地に復元する。なお、土地利用、施工に係る転圧等により地盤が下がる場合には、新たに耕作土を搬入して原状と同じレベルに復元する。となっております。

説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1 番宇久地区。

1 5 番 15番西尾です。4月25日に畠中推進委員と事務局と宇久行政センターの職員と確認してまいりました。現場の状況は集落の境になっておりまして、周りは田で耕作されています。被害防除計画など計画どおりでよいのですが、この住宅は30人分の建物で、汚水関係は合併浄化槽となっております。処理後の放流地の下はすぐ田んぼがありまして、もし合併浄化槽が故障した場合の被害が懸念されます。この案件は、メガソーラーに伴う建物でありまして、他に、それに伴う問題も各地区で起こっておりますので、諸問題を起こさないという確約書を取ったうえで許可をするということが適当ではないかと思ひます。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

畠中委員 宇久の畠中です。西尾委員が言われたとおり排水の問題だと思ひます。周辺の田んぼの水稲時期は同じ水路を使用するため特に気を付けていただきたいと思ひます。

また、周辺の道路も狭いため工事中に近隣の住民とのトラブルは特に気を付けていただきたいと思ひます。以上です。

議 長 それでは、何かご意見等ございませぬか。

原 委 員 針尾地区の原です。この宿舎等の周りは田んぼと云うことですが、夜は照明など点灯するかと思いますが、特に街灯などへの虫等の影響が懸念されます。

議 長 事務局の説明をお願いします。

事 務 局 事務局です。先ず、西尾委員が言われた、諸問題について確約書を取ることが妥当ではないかという意見ですが、農地法の中ではその規定はありません。農業委員また近隣住民の懸念と云うことでお伝えすることは可能です。それから原委員からの意見も同様に懸念されるものとして県からの許可後、注意書を渡すことは可能かと思しますので、後程どのような内容にするかはお話をさせていただければと思います。

議 長 他に意見はございませんか。

1 3 番 13番水口です。佐世保市長の意見書添付とありますが、内容を教えていただけますか。

事 務 局 先ず、この場所は、佐世保市が指定した農業振興地域の農用地なのですが、この地域は基本的に転用許可ができません。ただし、一時転用については例外的に許可が可能となっています。それに伴って、佐世保市へ一時転用の意見を求めたときに、今回は市としての問題はない、という回答の内容になっています。

1 3 番 13番水口です。メガソーラーに伴う転用の推進と云うことには触れていないのですね。

事 務 局 はい、あくまでも農業振興地域の農用地を一時的に使用することについての意見を求めたもので、その回答になります。

議 長 他に意見等ございませんか。

原 委 員 針尾地区の原です。宇久町のメガソーラーについて、数年前から沢山の申請などがある中で、実際の現場は見たことがない委員の方が多いと思われれます。想像の中でしか意見をすることができませんので、農業委員皆さんが一度視察に行った方がよいのではないかと思います。

議 長 ありがとうございます。それは、私も思っておりました。事務局内で検討してみたいと思います。他に意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第224号議案は許可相当として県に進達いたします。
次に、第225号議案 非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事務局 第225号議案 非農地証明願について、説明いたします。

1番、宮地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は城間町の2筆。登記地目畑現況宅地。面積合計253㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは宮支所から北に約580mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-1に該当します。

2番、早岐地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は田の浦町の2筆。登記地目畑、現況進入路及び宅地、進入路。面積合計1,138㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらはJR九州佐世保線の大塔駅裏、駅から約20mの位置にあり、農振外で、事由の②-1に該当します。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番宮地区。

3 番 3番阿波です。4月23日に坂口推進委員と現地を確認してきました。建築されたのが、昭和24年と言うことで70年ほど前から今の状況ですし、畑として使われた形跡もないようですので。特に問題はないとして見てまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

坂口委員 宮地区の坂口です。議案書に記載されているとおりでございまして、問題ないと見えました。以上です。

議 長 次に、2番早岐地区は私の方から報告させていただきます。4月24日に久野推進委員と現地を確認してきました。農地法施行前の昭和22年から今の状態だということですので、問題はないかと見えました。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

久野委員 早岐地区の久野です。会長が言われたとおりです。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。それでは何かご意見ございませんか。

委員 (なし)
議長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第225号議案について、非農地証明を交付することとします。
続きまして、第226号議案 非農地通知について、事務局の説明をお願いします。

事務局 第226号議案 非農地通知について説明いたします。

今回の非農地通知案件は、157筆で面積が90,004㎡です。これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第226号議案について、非農地通知を発出することとします。
次に、第227号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第227号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、三川内地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、横手町。地目は、登記畑、現況畑。面積は532㎡。農振内白地。権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

2番、三川内地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、口の尾町。地目は、登記山林、田、畑、現況田、畑。面積は2,837㎡。農振内白地及び農用地区域。権利の種類は所有権移転贈与です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

3番、三川内地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、横手町。地目は、登記畑、現況原野。面積は199㎡。農振内白地。権利の種類は所有権移転贈与です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

4番、大野地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、知見寺町。地目は、登記田、現況田。面積は3,388㎡。農用地区域。権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番、2番、3番、三川内地区。

4番 4番中里です。1番は、4月22日に迎推進委員と一緒に現地を見てまいりました。特に問題ないと見てきました。2番と3番は、4月24日に同じく迎推進委員と現地を見てまいりました。2番の案件も同様に問題ありませんでした。3番の案件については、息子さんの家の前にある農地です。これも特に問題ないと思いました。以上です。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

迎委員 三川内地区の迎です。所有農地は管理されておまして問題ないので、よろしくお願いします。

議長 それでは、4番大野地区。

9番 9番牟田です。4月25日に村田推進委員と一緒に現地を見てまいりました。特に問題ないと見てきました。以上です。

村田委員 大野地区の村田です。何ら問題ないとして見てまいりました。以上です。

議長 それでは、何かご意見等ございませんか。

久野委員 早岐地区久野です。三川内地区の委員にお尋ねです。1番の案件に記載されている対価ですが、金額はこのようなものですか。

事務局 はい、事務局からご説明します。その対価につきましては、他にも購入した土地がありまして、全体額を10アールに換算したもので記載の農地の値段とはなりません。しかし、分かりにくいかと思しますので、次回からは、その該当する農地のみの対価として記載していきます。

議長 他に意見等ございませんか。

委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。
農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第227号議案について、許可することといたします。
続きまして、第228号議案 農用地利用集積計画(案)について、事務局より説明
をお願いします。

事 務 局 第228号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。
利用権の設定は、針尾地区3件、三川内地区1件、早岐地区1件、吉井地区1件、宇
久地区2件、江迎地区1件、鹿町地区2件。解除条件付きの利用権設定は宇久地区7件。
合計18件です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。集積に
関与した委員・推進委員名に記載漏れがございましたら、ご教示ください。以上ですが、
利用権設定の5番の案件に係る委員の方がおられます。
以上です。ご審議よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。5番の案件について、除斥の対象となる委員がおられます
ので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。
該当委員は一時退席願います。

～委員退室～

議 長 意見等ありませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。5番の案件に賛成の農業委員の挙手をお願い
します。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第228号議案の5番については承認されました。委員は入室を
お願いします。

～委員入室～

議 長 それでは、残りの案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。
農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第 2 2 8 号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願います。
次に、第 2 2 9 号議案 農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第 2 2 9 号議案 農用地利用配分計画(案)についてですが、議案説明の前に本議案
に関連して合意解約がなされておりますので、報告 8 を先にご説明いたします。3 5 ペ
ージをお開きください。

報告 8 農用地利用集積・配分計画解約通知について、ご説明いたします。
農用地利用集積・配分計画について、江上地区 2 件、宮地区 2 件、三川内地区 1 件、早
岐地区 2 件、大野地区 1 件、皆瀬地区 1 件の解約通知を合計 9 件受理しております。以
上報告いたします。それでは、議案に戻ります。

第 2 2 9 号議案 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。
農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、江上地区 3 件、早岐地区 1 件で、
合計 4 件計画されています。こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配
分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、総会での審議結果を農
業委員会の意見として農政課へ回答いたします。

以上です。ご審議よろしく願います。

議 長 何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第 2 2 9 号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願います。
次に、第 2 3 0 号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)に
ついて、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第 2 3 0 号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について
ですが、議案説明の前に今議案に関連して合意解約がなされておりますので、報告 7 を
先にご説明いたします。3 2 ページをお開きください。

報告 7 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について、ご説明いたします。

農地法第 1 8 条第 6 項の規定に基づく利用権の合意解約について、宮地区 2 件、柚木

地区12件、世知原地区1件、江迎地区1件の合計16件を受理しております。以上報告いたします。それでは、議案に戻ります。

第230号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る一括方式による利用権設定につきまして、江上地区1件、宮地区1件、三川内地区1件、柚木地区12件、小佐々地区1件、江迎地区1件、鹿町地区2件の合計19件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 第230号議案についてはすべて承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農政課へ回答いたします。

次に、第231号議案 佐世保市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任の同意について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第231号議案 佐世保市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任に対する同意について、説明いたします。

今回、江上地区の農地利用最適化推進委員の北村推進委員から、佐世保市農業委員に推薦されたことにより、農業委員の任命をもって辞任したい旨の届け出が提出されております。川上農業委員のご逝去により1名欠員となった農業委員の公募に対して、応募をなさっている状況です。ところが、農業委員会法第18条の規定により、農業委員と推進委員は兼ねることができないこととなっているために辞任を申し出られたものです。下段の提案理由でございますが、推進委員の辞任にあたっては、農業委員会法第23条の規定に基づき、農業委員会の同意を要するため、今回の総会に議案として提案するものです。ただし、同意の要件といたしまして、農業委員に任命されるまでは引き続き農地利用最適化推進委員の任務を行っていただくものとしております。なお、北村推進委員が農業委員になられたあかつきには、江上地区の推進委員が1名欠員となることが予見されますので、本議案のご承認を受けて、推進委員の募集を開始します。6月の総会で新たな推進委員を決めていただく見込みです。以上、よろしくご審議のほどお願いします。

なお、当該委員は退席の上ご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 該当する委員は、退席をお願いします。
～委員退席～

議 長 事務局から説明があった推進委員の辞任に対する同意について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。佐世保市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任の同意について提案どおり同意するものとします。委員は、入室をお願いします。

～委員入室～

議 長 それでは、第232議案 令和3年度 佐世保市農業委員会事業報告(案)について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第232号議案 令和3年度事業報告についてです。
議案は当日配布で別冊となっております。
それでは、第232号議案 令和3年度事業報告について、ご説明いたします。
議事時間短縮のため、読み上げについては割愛させていただき、説明を簡略いたしますのでご了承ください。
第232号議案の1ページをお開きください。
I会議についてです。
1 総会の開催状況を1ページから5ページに記載しています。審議案件の件数については、5ページの表のとおりです。
次に、2小委員会については、4つの小委員会を設置し活動しました。
(1) 農政対策推進検討委員会、(2) 情報提供対策委員会、(3) 農地利用最適化対策委員会、(4) 農業者年金推進対策委員会において、それぞれ記載のとおり協議をしました。
次に、II事業です。7ページをお開きください。
1 農地等の利用の最適化推進業務についてです。
(1) 遊休農地の解消では、農地の利用状況調査及び遊休農地所有者意向調査を記載のとおり実施しました。
(2) 認定農業者農地集積助成金、(3) 農地の流動化の開催実績は7ページ、8ペ

ージに記載のとおりですが、（４）ブロック会議については新型コロナウイルス感染症対策のため実施しませんでした。

２農地の無断転用の防止については、無断転用防止チラシを市内に配布し、「広報させぼ」９月号に啓発記事を掲載しました。

３農業者年金業務、４広報活動、５家族経営協定締結推進、６国有財産の管理事務についての活動及び実績は９ページに記載のとおりです。

最後に、Ⅲその他です。

１全国農業新聞普及拡大、２佐世保市認定農業者協議会との意見交換会、３令和３年度地区別農業委員等研修会、４令和３年度農業委員会視察研修について、記載のとおり実施しております。農業委員会視察研修については新型コロナウイルス感染症対策のため実施しませんでした。

以上が、令和３年度佐世保市農業委員会事業報告でございます。

議 長 第２３２号議案 令和３年度事業報告について何か質問はございませんか。

原 委 員 針尾地区の原です。利用権設定に伴う認定農業者に対する助成金の継続を今後もお願いします。

事 務 局 認定農業者助成金については、第２３３号議案で審議にしておりますが、変わらず記載しておりますので、後程審議していただきたいと思います。しかしながら中間管理事業との兼ね合いもありまして、将来は助成金の金額などについては見直していかなければとは思っていますが、需要が多いので今すぐ見直すことは考えておりません。

議 長 他に何か質問はございませんか。

３ 番 ３番阿波です。利用状況調査に係ります、非農地などに対する現地の目揃え会をお願いします。新規の委員さんもおられて一度もなされてない状況なので、よろしく願いします。

事 務 局 目揃え会については、事務局内でも話があっておりまして、５月の総会の折には今年度の利用状況調査の地図などもお配りすることになっております。その前に、開催の方向で計画してみます。

議 長 他に何か質問はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 第２３２議案 令和３年度 佐世保市農業委員会事業報告（案）について賛成の委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 第232議案 令和3年度 佐世保市農業委員会事業報告(案)について承認されましたので、(案)を削除願います。次に、第233号議案 令和4年度農業委員会事業計画(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 第233号議案 令和4年度農業委員会事業計画(案)について、ご説明いたします。別冊の第233号議案の1ページをお開きください。前段に農業情勢や基本的な考え方を記載しております。

I 会議等について、1総会は毎月1回、27日を基準として開催いたします。

2役員会は、会長・副会長において必要に応じ開催いたします。

次に、2ページをお開きください。3小委員会については、4つの小委員会を設置し検討・協議をしていきます。各小委員会の第一回目の開催は5月の総会終了後、実施したいと考えております。研修会については、必要に応じ開催していきます。

次に、II農地等の利用の最適化の推進に関する意見書提出についてです。必要に応じて、協議のうえ行政機関等に意見書の提出を行うこととしております。これに関連して、別途、当日配布資料をお配りしておりますので、報告事項の中で後ほどご説明いたします。

III事業について、1農地等の利用の最適化推進業務では、(1)担い手への農地集積・集約化を目的とした①利用関係の調整と利用権設定の推進、②中間管理事業との連携活動、③人・農地プランの話し合いへの参加を行っていきます。

次に3ページをお開きください。(2)遊休農地の発生防止・解消については農地の利用状況調査・意向調査を実施していきます。また、再生困難な農地については、適正に非農地通知を発出いたします。(3)新規参入の促進活動については、関係機関との連携を図りながら相談対応を行っていきます。

2農地の無断転用の防止については、(1)農地パトロール、(2)無断転用防止の啓発、(3)無断転用の指導強化の活動を例年どおり行っていきます。

次に4ページをお開きください。3農業者年金業務については、(1)加入推進、(2)現況届、(3)相談会などの各事業を行っていきます。

4広報活動については、農業委員会だよりを発行し、情報提供を図っていきます。

次に5ページをお開きください。5家族経営協定締結推進については、本年度も目標を5家族とし、締結に向けて推進していきます。

6国有財産の管理事務については、年1回の現地確認を行い、適切に管理していきます。

次に、IVその他ですが、1全国農業新聞普及拡大については、委員1人あたり2部以上の購読を推進していきます。年間の購読目標部数は248部としています。

一枚めくっていただいたページに、参考としまして、1・1・1運動の令和4年度案を載せております。本事業計画中の数値は、1・1・1運動に関わる部分については、1・1・1運動の数値目標とさせていただきます。

以上が、令和4年度佐世保市農業委員会事業計画でございます。

議 長 他に何か質問はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 第233議案 令和4年度 第233号議案 令和4年度農業委員会事業計画(案)について、賛成の委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 第233議案 令和4年度 第233号議案 令和4年度農業委員会事業計画(案)について、(案)を削除願います。

次に、第234号議案 農業委員会の「活動の点検・評価」(案)について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第234号議案 農業委員会の「活動の点検・評価」(案)についてご説明いたします。

こちらは、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、国の様式に基づいて作成、整理し、国・県へ報告及び公表を行うものです。例年であれば、令和4年度の活動計画(案)と同時に議案を提出しておりましたが、先月活動報告書の様式変更をお願いいたしましたように、制度変更があまり、国が指定する様式や目標設定につきましても変更されましたが内容について不明確な部分がありますので、活動計画については5月の総会で提案させていただきたいと考えております。また、活動計画の概要につきましては、別途報告事項でご説明させていただきます。

それでは、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、ご説明いたします。

1ページですが、Ⅰの農業委員会の状況について、本市の農家・農地等の概要、農業委員会の体制、委員数などについて記載しています。

次に、2ページをご覧ください。Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化について、記載しています。令和3年度の目標1,537haに対し、1,561haの集積実績となっており、101.6%の達成状況となっております。

次のページをご覧ください。Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について、記載しています。令和3年度における新規参入経営体は、目標5経営体に対し、8経営体の実績で、達成状況は160.0%。参入面積の達成状況は209.1%となっております。

次に、4ページをご覧ください。Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価について、記載しています。解消目標53haに対し、21.9haの解消実績となっており、達成度は41.3%にとどまっております。

次のページをご覧ください。V違反転用への適正な対応についてです。違反転用への適正な対応についてですが、令和3年度末の違反転用面積は1.17haとなり、昨年度末と比較して増減がマイナスの0.16haとなっています。一度に全ての案件の是正や整理は困難ですが、今後も根気強く、地道に対応していきたいと思います。

次に、6ページをご覧ください。VI農地法等によりその権限に属された事務に関する点検についてです。

農地法第3条、第4条、第5条の許認可の実績や農地所有適格法人からの報告実績、農地の賃貸借関係の実績を記載しております。

次に、8ページVII地域農業者からの主な要望・意見および対処内容についてはなしとなっております。VIII事務の実施状況の公表等は記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 何か質問はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 第234議案 農業委員会の「活動の点検・評価」(案)について賛成の委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 第234号議案は承認されましたので、(案)を削除願います。これで、議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、事務局です。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告4 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願の受理について

報告5 農地転用許可不要案件の受理について

報告6 裁判所及び法務局への農地現況回答について

報告7 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告8 農用地利用集積・配分計画解約通知について

報告9 令和3年度農地転用・移動等の総括について

内容については添付しております資料のとおりですので、ご確認をお願いいたします。

以上です。

議 長 以上で報告事項が終わりましたので、その他に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 【令和4年度の人事異動について】
【農地利用最適化交付金に係る年額加算報酬について】
【農地最適化交付金に係る活動報告書について】
【農業で夢開く「就職就農相談フェア」について】
【平成4年度の農地パトロールについて】
【令和4年度「農地等利用最適化推進施策の改善について」の調査票について】
【6月末の終期リスト及び農地の利用権設定の更新について】
【令和3年度新農会の収支決算の監査報告について】

議 長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第23回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。